

# 『日本靈異記』 中卷二十五縁考 — 靈魂と身体の関係 —

佐藤 圭悟

## 一、はじめに

『日本靈異記』とは、『日本国現報善惡靈異記』の略称であり、弘仁年間（八一〇〜八二四）に成立。薬師寺の僧、景戒が編纂した日本最古の仏教説話集である。今成元昭氏は説話の構成として説話で主張したい教訓を顕わに表示している部分として「説示語句」、その教訓を興味深く具象化した説話の本体部分として「説話素体」この二つによって成り立っていると述べている。<sup>(一)</sup>

『日本靈異記』の中には多くの特徴的な説話が存在するが、今回はその中でも中卷二十五縁「閻羅王の使の鬼、召さるる人の饗を受けて、恩を報いし縁」を扱っていく。中卷二十五縁は『今昔物語集』、『宝物集』などその後の時代にも取り上げられている。中卷二十五縁が他の説話と比べて特徴的な部分は甦りをする際、自分の身体が既に火葬され、元の身体に戻ることができず、他人の身体で甦った点

である。

本稿では、『日本靈異記』の他の説話にも似た話の展開があるので、抜き出し用例をまとめ、靈魂と身体の関係について考えていく。

また、中卷二十五縁の説示語句は景戒「饗を備け、鬼に賂す、此は功虚しきに非ず。」という教訓が述べられている。この説示語句がどのような意味で述べられているのか考察する。

## 二、先行研究による解釈

まず、本文として中卷二十五縁を載せる。<sup>(二)</sup>

（表題）

閻羅王の使の鬼、召さるる人の饗を受けて、恩を報いし縁 第二十五

（説話素体）

讃岐国山田郡に、布敷臣衣女といふひと有りき。聖武天皇のみ代に、衣女忽に病を得たりき。時に倭シク百味を備けて、門の左右に祭り、疫神に賂ひて饗しぬ。閻羅王の使の鬼、来りて衣女を召す。其の走鬼、走り疲レニテ、祭の食を見て、廻リテ就きて受く。鬼、衣女に語りて言はく「我、汝の饗を受くるが故に、汝の恩を報いむ。若し、同じ姓同じ名の人有りや」といふ。衣女、答へて言はく、「同じ国の鵜垂郡に、同じ姓の衣女有り」といふ。鬼、衣女を率テ、鵜垂郡の衣女の家に行きて対面し、即ち緋の囊より一尺の鑿を出して、額に打ち立て、即ち召し將て去りぬ。彼の山田郡の衣女は、憊レテ家に帰りぬ。時に閻羅王、待ち校へて言はく「此は召せる衣女に非ず。誤チテ召せるなり。然れば暫く此に留まれ。捷ニ往きて山田郡の衣女を召せ」といふ。鬼憊すこと得ず、若ニ山田郡の衣女を召して、將て来る。閻羅王待ち見て言はく、「当に是れ召せる衣女ならむ」といふ。往の彼の鵜垂郡の衣女は、家に帰るに、三日の頃經て、鵜垂郡の衣女の身を焼き失へり。更に還りて閻羅王に愁へて白さく「体を失ひつ。依りどころ無し」とまうす。時に王問ひて言さく、「山田郡の衣女が体は有りや」とのたまふ。答へて言さく、「有り」とまうす。王言はく、「其を得て汝が身とせよ」とのたまふ。因りて鵜垂郡の衣女の身と為りて甦りた

り。即ち言はく、「此は我が家に非ず。我が家は鵜垂郡に有り」といふ。父母の言はく、「汝は我が子なり。何の故にか然言ふ」といふ。衣女猶し聴かずして、鵜垂郡の衣女が家に往きて言はく、「当に此は我が家ならむ」といふ。其の父母言はく、「汝は我が子に非ず。我が子は焼き滅せり」といふ。此に衣女、具に閻羅王の詔の状を陳ぶ。時に彼の二つの郡の父母聞きて、諾ナリと信じて、二つの家の財を以つて許可し、付囑ケぬ。故に、現在の衣女は、四の父母を得、二つの家の宝を得たり。

(説示語句)

饗を備け、鬼に賂するに、此は功虚しきに非ず。凡そ物有る者は、猶し賂し饗すべし。是れも亦奇異しき事なり。

中卷二十五縁の先行研究にて頻繁に指摘されているのは「饗を備け、鬼に賂す、此は功虚しきに非ず。」という景戒の説示語句についてである。このことについて武田祐吉氏は日本古典全書『日本靈異記』の「饗を備へ、鬼に賂す、この功虚しきにあらず。」の頭注にて次のように述べている。

この説話では鬼に食事を与へたことが無駄になつてゐるので、特に無駄にはならないと説いている。<sup>(三)</sup>

武田氏の頭注では、これ以上の説明がないため、詳しくは分からない。だが、武田氏は山田の衣女が鶴垂の衣女の身体として甦ったことを無意味なこととして、鬼への賂が無駄になっているとしている。

小泉道氏は「説話の享受—靈異記の衣女の話をめぐる—」で、説示語句部分をF部として以下のように述べている。

果してF部のように「備饗賂鬼此非功虚」と言い切つてしまえるものかと。なるほど、魂は別人に変えられたとはいえ、閻王に召される宿縁にありながら身体だけでなく現世に甦つたこと、および娘一人が四父母を持ち両家の宝を得たことは、不幸中の幸いであつて、これはひとえに鬼に饗応した報いだという理屈もつけられよう。が、これではせつかくの奇記が死んでしまう。結語を切り離して奇記だけ読むと、われわれはこの奇異なできごとに驚き、同時に閻王の絶対的存在を銘記させられる。そして、鬼の存在や鬼への饗応はむしろ空しいものとしてしか受けとめられない。F部は現報を説く景戒流の公式にあまりにも軽率に結びつけたものと解され、甚だ説得力に乏しい。

小泉氏は魂が別人として甦り、四父母を持ち、両家の宝を得たことが鬼への饗の報いとすることに理解を示しつ

つ、山田の衣女の鬼に対する賂は無駄になつたと主張している。

松浦貞俊氏は『日本国現報善悪靈異記注釋』にて以下のように述べている。

この説話の表題に、「鬼が恩を報じた話」を掲げてあるが、結局、山田ノ衣女は閻羅王闕に召され、唯肉躰のみで甦きたのであり、其得たる幸は、「四の父母と二家の財寶」とである。ここの所は、「上巻」第十八條の結末と趣は同じである。たゞ余りに奇驕な話で、何が故に鶴垂の衣女が肉躰を失つたかの理由が、明瞭にならぬ以上、本書が主題として説くところの、「嚴正なる因果律の支配」といふ事が判然しない。便宜本位な現世的幸福などは、仏教の最も唾棄するものである筈だから。

このことから、松浦氏は鬼に賄した功として身体だけが甦り、得た幸福は山田、鶴垂両方の両親とその家の財宝であり、この幸福を「便宜本位な現世的幸福」として「仏教の最も唾棄するものである筈だから」と痛烈に批判している。

多田氏は『日本靈異記(中)』の中巻二十五縁の解説にて、以下のように述べている。

本話は文字通りの奇譚でその内容はまことに興味深い。ただし、景戒の意義づけの部分については不自然な感を拭えない。四人の父母と、二つの家の財産が得られたことを、鬼へのご馳走の報恩と説くのはいかにも苦しい。もつとも、景戒は上一八縁で、『法華経』の持経者が過去と現在の二人の父に孝養できたことを讚美すべきこととして称え、また上一三縁でも、妻の死後、妻の姪と再婚した男に対して、「美女をたくさんお与え下さい」と観音に祈ったその功德が得られたためと説明している。前者はともかく、後者の場合には、本話と同じ不自然さがつよくあらわれている。こうした話では、景戒はもつぱら物質的な側面にのみ目を向けてその靈験を語ろうとしているように見える。即物的な表現に傾きがちなのが本書の特質だが、それにしてもこうした話の意義づけが当時の人びとにも抵抗感なく受け容れられたのかどうかは、やはり大きな問題となる。これが単なる「都合主義でない」とすれば、現代の私たちとは違う「古代的な意識がそこに存在しているのかもしれない」。

このことから多田氏もまた、「四人の父母と、二つの家の財産が得られたこと」を「即物的な表現」「「都合主義」として当時の人々から受け入れられたのか疑問を呈してい

る。一方で多田氏はこの疑問について、現代と古代での意識の違いによつて生じた疑問なのではないかと仮定していることが分かる。

一方で、出雲路修氏はここまで述べてきた四者とは少し違った見方でこの説示語句を解釈している。

上文には「賂於疫神、而饗之也」とある。疫神がすなわち鬼なのであろう。「この説話では鬼に食事を与へたことが無駄になつてゐる」(武田祐吉)という判断は誤り。山田郡の衣女は鬼に賂したかいあつて鵜垂郡の衣女の身体となるといふかたちで蘇生した。

出雲路氏は鵜垂の衣女の身体として甦つたことを賂した報いとして捉え、鬼に食事を与へることは無駄ではなかつたと述べている。

ここまで、武田氏、小泉氏、松浦氏、多田氏、出雲路氏と順に述べてきたが、出雲路氏以外の四者は中巻二十五縁の山田の衣女が鵜垂の衣女の身体として甦つたことを無意味に捉え、「四人の父母と、二つの家の財産が得られたこと」が報として、「即物的な表現」「「都合主義」だとしていることがわかつた。そこで、次項より、山田の衣女の蘇生を

肯定的にとらえて出雲路氏の論を『日本靈異記』における身体と靈魂の關係によって、深めていこうと思う。

三、『日本靈異記』に見る身体と靈魂の分離

『日本靈異記』における身体と靈魂の分離は地獄説話等に見られる。地獄説話は次の通り上巻三十、中巻五、七、十六下巻九、二十二、二十三、二十六、三十五、三十六、三十七にある。地獄説話では、一度亡くなり、その後地獄を遊行し、蘇生する流れが主流になっている。その描写の中に中巻五縁であれば、

命終の時に臨みて、妻子に語りて曰はく「我が死なむ  
後に、十九日置きて焼くこと莫れ」

このように、自分の死後自分の死体を焼かないで安置しておくようになった経緯が見受けられる。そこで、前述した説話の死体を安置する依頼をしている描写を順に整理していくことにする。

上巻三十縁

△経緯無し。▽

中巻五縁

命終の時に臨みて、妻子に語りて曰はく「我が死なむ  
後に、十九日置きて焼くこと莫れ」

中巻七縁

命終の時に臨みて、弟子に誠めて曰はく、「我死なば、  
焼くこと莫れ。九日の間置きて待て。」

中巻十六縁

枯れたる松に登り、脱りて落ち死にキト者に託ひて曰  
はく、「我が身を焼くこと莫れ。七日置け」といふ。

中巻十九

△経緯無し。▽

下巻二十二縁

蝦夷、忽率に死ぬ。妻子量りて言はく、「丙の年の故に、  
焼き失はず」

下卷二十三縁

倏に人に讒ぢられて、堂の檀越に打ち損はれて死にき。眷属譲りて曰はく、「人を殺す罪に断らしめむ」といふ。故に軋焼(三)き失はずして、地を点シテ冢を作り、殯し修めて置きき。

下卷二十六縁

△広虫女が閻魔王に召されたのは夢の中であり、自分の死体を安置しておく経緯はない。▽

下卷三十五縁

△経緯なし。▽

下卷三十六縁

△経緯なし。詳しくは後述する。▽

下卷三十七縁

△甦りをした人物が自分の死体を置いておく経緯を含めて、詳しい説明がなされていない。▽

『日本霊異記』の地獄説話では自分の身体を焼かずに残しておく描写が多い。さらに説話によっては身体を焼かないとした理由が示されている。

『日本霊異記』における身体と靈魂の分離する描写から、死体は現世に残り、靈魂だけが冥界に行っていることが分かる。つまり、『日本霊異記』では身体と靈魂が全くの別の物として認識されている。靈魂が冥界から現世に帰ってくる場合、その靈魂が入るための器として身体が存在するとしている。これまで死後に死体を焼かず、そのまま安置しておいた経緯を抜き出したが、例外として中卷二十五縁の鶉垂の衣女のように、冥界から現世へ靈魂が戻り、入るための身体がなかった話は他にも存在する。下卷三十六縁である。以下はその該当箇所である。

閻羅王、我を免し擯ひ返し呪ふ。然れども我が体滅びて、寄宿る所無きが故に、道中に漂ふ。

病人の身体に別の人の靈魂が乗り移って言葉を発した内容である。この場面は閻羅王から許され、現世に戻って来たとしても、その靈魂が入り込む器になる身体がなければ、ただ宙に浮かぶことしかできなかったことがわかる。

以上のことから『日本霊異記』では、生前、身体と靈魂は一体となつているが、人間の死後、その靈魂は身体と別れ、冥界に行くことがわかる。また、閻羅王から許され、靈魂が現世へ戻つて来ても、その靈魂が入り込む身体が無ければ現世へ甦ることができない。

つまり、靈魂と身体両方があつて初めて甦りを成すのである。靈魂は現世で活躍し、周圍に存在を認知してもらうために身体を必要とする。身体は魂がないと通例では焼かれてしまつたり、自然と朽ちてしまうため魂を必要としているので互いが互いを必要とした共依存の関係にある。

#### 四、中卷二十五縁の説示語句と説話素体

景戒の教訓と先行研究による解釈を見ていく過程において『日本靈異記』中卷二十五縁では、先行研究によつて都合主義的な話であるとする解釈が通説になつていくことが分かつた。しかし、多田氏は「都合主義的なこの説話の解釈に対して「単なる都合主義でない」とすれば、現代の私たちとは違う古代的な意識がそこに存在しているのかもしれない。」という仮定を立てていた。現代の私たちの意識とは、中卷二十五縁の報いを両家の財産を手に入れた物質的側面から見た意識である。

一方で古代的な意識を考へる上で、『日本靈異記』における靈魂と身体の関係について、地獄説話の死後、死体を焼かずに安置していた経緯を抜き出すことで示してきた。『日本靈異記』では靈魂と身体どちらか一方が重要視されるようなことはなかつた。つまり、中卷二十五縁にて鵜垂の靈魂と山田の身体両方が存在し、それらが一体化すること、初めて甦りが成立するのである。そこに甦生後の衣

女が靈魂と身体どちらの所有物であるかなどの問題は生じない。よつて、山田の衣女は鬼に賂した甲斐あつて、靈魂を必要としていた山田の衣女の身体に、鵜垂の衣女靈魂が入り、一体化するかたちで山田の衣女の身体が甦るといふ報いを受けているといえる。『日本靈異記』内では靈魂と身体が別人のものでも甦りが成立するのである。

では、中卷二十五縁の説示語句、「饗を備へ、鬼に賂するに、此は功虚しきに非ず。」は何を示しているのか。中卷二十五縁のように鬼や死靈などに恩を与えたり、食事を施したりする話に下卷二十七縁がある。下卷二十七縁の説示語句以下の通りである。

鬻體すら、尚故し是くの如し。食を施せば福を報じ、恩を与ふれば恩を報ず。何に況や、現の人、豈恩を忘れぬや。涅槃經に説きたまへるが如し。「恩を受くれば恩を報ず」の者へるは、其れ斯れを謂ふなり。

ここでは涅槃經を用いて、鬻體さえ恩を返すのだから、人間が恩を忘れるはずが無いと、他人に食事を施したり、恩を与える重要性について説いている。鬼や死靈などに恩を与えたり、食事を施したりする点で共通する中卷二十五縁の説示語句もまた、鬼に賂し、食事を施すことは、鵜垂の衣女と一体化する形で甦つたという報いがあつた。鬼で

すら恩を返すのだから、人間が恩を忘れるはずが無いと説いていると考えられる。

## 五、まとめ

本稿では、出雲路氏の「山田郡の衣女は鬼に賂したかいた」という山田の衣女の蘇生を好意的にとらえている論を身体と靈魂の關係を考察する形で深めてきた。その結果身体と靈魂は互いが互いを必要としていると考えた。靈魂だけで甦っても意味がなく、身体だけが現世に残っても意味が無いので、それぞれ一体化して初めて甦ることに意味がある。

よって、本来靈魂が冥界に行き、朽ちるはずだった山田の衣女の身体に、同じく入る器としての身体を探していた鵜垂の衣女の靈魂が入る。そして、本来現世から身体も靈魂もなくなるはずだった山田の衣女は身体だけでも現世に残り続けることができた。このことは、山田の衣女が鬼に賂した報いを受けていたと十分言えるのである。

## 【注】

(一) 「説示語句」「説話素体」の概念は、今成元昭「説話文学試論」(『編纂 説話と説話文学』笠間叢書

一二五、笠間書院、一九七九年六月)に拠る

(二) 『日本靈異記』の本文は中田祝夫校注『日本靈異記』(新編日本古典文学全集一〇、小学館、一九九五年八月)に拠った。なお、本文における表題、説話素体、説示語句は今成元昭氏の概念に基づいて分割した。

(三) 武田祐吉校註『日本靈異記』(日本古典全書、朝日新聞社、一九五〇年九月)

(四) 小泉道「説話の享受―靈異記の衣女の話をめぐる―」(『国語国文』三十八―一、一九六九年十二月)

(五) 松浦貞俊「日本国現報善悪靈異記注釋」(大東文化大学東洋研究所叢書9、大東文化大学東洋研究所一九七三年六月)

(六) 多田一臣校注『日本靈異記(中)』(筑摩書房、一九九七年十二月)

(八) 出雲路修校注『日本靈異記』(新日本古典文学大系三十、一九九六年十二月)

## 【付記】

本稿は二〇一九年十一月九日に行われた「大東文化大学院文学研究科日本文学専攻院生研究発表会」(於大東文化大学)で発表した内容に加筆修正したものである。ご教示いただいた方々に厚く御礼申し上げます。